

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2017 年 8 月



国連安理会決議第 2371 号の実施のため北朝鮮輸入禁止リストの範囲を拡大 (商務部、税関総署共同公告 2017 年第 40 号)

商務部及び税関総署が共同で国連安理会決議第 2371 号を実施するため、「中華人民共和国对外貿易法」に従い 2017 年 8 月 14 日付けて北朝鮮産の石炭、鉄・鉄鉱石、鉛・鉛鉱石、水産物を輸入禁止品目に追加する。同公告は 8 月 15 日から実施する。
詳細は [こちら](#) のリンクをご参照ください。

「輸入廃棄物管理目録(2017 年)」公表に関する公告(環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質量監督検驗検疫総局共同公告 2017 年第 39 号)

環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質量監督検驗検疫総局が共同で現行の「輸入禁止固体廃棄物目録」「原料に利用可能な輸入制限類固体廃棄物目録」「原料に利用可能な非輸入制限類固体廃棄物目録」を一部改定した。生活系廃プラスチック、未選別古紙、廃紡績原料、バナジウム屑など固体廃棄物 4 種類 24 品目が「原料に利用可能な輸入制限類固体廃棄物目録」から削除されて「輸入禁止固体廃棄物目録」に追加した。同公告は 2017 年 12 月 31 日から施行され、同時に環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質量監督検驗検疫総局の 2014 年第 80 号公告および環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、国家質量監督検驗検疫総局の 2017 年第 3 号を廃止する。

詳細は [こちら](#) のリンクをご参照ください。

「中華人民共和国税関監督管理区管理暫定弁法」(税関総署令第 232 号)

税関総署は 2017 年 8 月 8 日付で、「中華人民共和国税関監督管理区管理暫定弁法」を公布した。同弁法は 2017 年 11 月 1 日から施行され、同時に 2008 年 1 月 30 日公布の税関総署令第 171 号「中華人民共和国税関監督管理場所管理弁法」ならびに 2015 年 4 月 27 日公布税関総署令第 227 号「税関総署の一部規則改定に関する決定」第 6 条を廃止する。
詳細は [こちら](#) のリンクをご参照ください。

税関監督管理方式コードの廃止に関する公告(税関総署公告 2017 年第 34 号)

税関総署が旅行用品の小口輸出取引に関連の政策を取消すため税関管理と貿易統計に使用される税関監督管理方式コード「0139」を廃止する。「0139」とは「旅行者が国外に持ち出すことができる 5 万 US ドル以下の小口貨物」で、外国人旅行者が自ら外貨で購入または国内企業に輸送を委託した 5 万 US ドル以下の旅行用品または小口貨物である。同公告は 2017 年 8 月 1 日から施行する。
詳細は [こちら](#) のリンクをご参照ください。

2017 年の原産地行政裁定(I)に関する公告(税関総署公告 2017 年第 35 号)

税関は、恒天然商貿(上海)有限公司から提出された「Anchor 社のスキムミルク(脱脂粉乳・粉末)」の原産地行政裁定申請を受理した。裁定の結果、当該製品は「中華人民共和国政府・ニュージーランド政府間自由貿易協定」のニュージーランド原産地要件を満たしていると認定された。同公告は 2017 年 9 月 1 日から施行する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

2017 年版「輸出入税則商品及び品目注釈」第 1 回及び第 2 回改定に関する公告 (税関総署公告 2017 年第 36 号)

「輸出入税則商品及び品目注釈」(以下「税則注釈」とは商品分類の重要基準の 1 つであり、直近で世界税関機構(WCO)が 2017 年版「商品の名称及び分類に関する統一システム解釈」を一部改定した。このため、中国税関は 2017 年版「税則注釈」条文を WCO 採択文書に沿って改定(詳細は同公告付属文書 1、2 をご参照)した。同改定条文は 2017 年 9 月 1 日から施行する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

税関監督管理作業エリアの行政許可事項を明確化した(税関総署公告 2017 年第 37 号)

同公告は以下の点を明確化した。

- 税関監督管理作業エリアで申請を予定している企業(以下「申請者」)の申請要件と必要書類。
- 管轄税関は申請対象の税関監督管理作業エリアが「税関監督管理作業エリアの設置基準(税関総署が別途制定公表)」を満たしているかどうか現場審査を行わなければならない。登録要件の合致が認定された場合、管轄税関は「中華人民共和国(エリア名)税関監督管理作業エリア運営企業登録証明書(以下「登録証明書」)」を作成交付する。「登録証明書」の有効期間は作成・交付日から 3 年である。
- 税関監督管理作業エリア運営企業による税関監督管理物件に関する権利譲渡、リース、貸出は禁止されている。同公告は 2017 年 11 月 1 日から施行する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

地域通関一体化モデルの取消に関する公告(税関総署公告 2017 年第 38 号)

税関総署は全国税関通関一体化改革の全体スケジュールに従い、8 月 22 日付で地域通関一体化モデルの取消を公表した後、申請書の受理を停止する。また、ロード・マニフェストに従いクロスボーダー・クリック通関措置の適用範囲を広東省内の各直属税関まで拡大する。出入国時の輸送方法については海上輸送、航空輸送、鉄道輸送、陸上輸送で、かつ国内輸送法が陸上輸送する輸出入貨物についてはスマートロック、チェックポイント用フロントエンド装置、衛星測位システムなど IOT 関連のスマート装置およびチェックポイント制御機器、ならびにインターネット情報システムを導入して陸上輸送時のトランジット手続きをペーパーレス化する。同公告は公布日から施行する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

検査装置を通過した貨物検査記録の署名に関する公告(税関総署公告 2017 年第 39 号)

税関総署は貨物通関プロセスの最適化と監督管理検査の簡素化を目的に、検査装置を通過した貨物(検査装置の検査を受けかつ異常がなければ検査員は対応しない)の荷送人・荷受人の「税関貨物検査記録票」に署名は不要となる。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

越境 EC 小売輸出入検査検疫用情報化管理システム上のデータアクセス(2017 年第 42 号)

国家質量監督検驗检疫総局(以下「GAQSIQ」)は、越境 EC の発展・促進と通関手続きの一層の簡素化・迅速化を図るため、8 月 1 日付で EC サイト運営主体(企業)、第三者プラットフォームの越境 EC 小売輸出入検査検疫の情報化管理システム(以下「GAQSIQ

版越境 EC 管理システム」へのアクセス基準を公告した。これにより、越境 EC 運営主体(企業)又は代理人若しくは第三者プラットフォームは、GAQSIQ 版越境 EC 管理システム上の企業申告用サブシステム(<http://www.kj.eciq.cn>)へ登録し、通関書類の手入力、修正、申告、閲覧・照会を行うことができる。また、GAQSIQ 版越境 EC 管理システム及び EC サイト運営主体(企業)とのデータの連携基準も公表された。越境 EC 業務の運営主体(企業)又は第三者プラットフォームは、同基準に従ってインターフェースを自社開発或いは委託開発することができる。さらに、GAQSIQ 版越境 EC システムから EC サイト運営主体(企業)又は第三者プラットフォームから届出情報、商品リスト、倉荷証券、B/L、通関申告書など業務書類情報を受信できる。同公告は公布日から施行する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

地方税関政策更新

税関の E-PORT データセンター広州拠点が「税関事前入力システム業務データ交換インターフェースの稼動に関する通達」を公布

税関の事前入力システムのデータ交換インターフェース・サービス利用者は、広州税関で設立・登記した後に輸出入業務が行なえる。ただし、データ交換インターフェースを利用して業務データの入力が必要な企業に限られる。サービス内容は、企業向けのインターフェース連携テスト、システム接続申請受理及びホットラインサービスである。具体的な手続と必要書類は別添付属書「広州税関管轄区域事前入力システム業務データ交換インターフェースへのアクセス権取得手続(試行)」に記載されている。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

黄埔税関が「一部規範性文書の廃止(失效宣言)に関する公告(2017年第1号)」を公布

黄埔税関が公布した次の公告10点を廃止する(失效宣言)。内訳は①「保税倉庫出入庫貨物管理の強化に関する公告」、②「保税倉庫電子手帳の使用拡大に関する公告」、③「黄埔税関鳳岡出張所、長安出張所管轄区域内企業の保税倉庫、輸出監督管理倉庫の設立申請に係る報告、承認、検収に関する公告」、④「管轄区域の各海運現場で輸出入「積積込みコンテナ」の個別申告手続の取消に関する公告」、⑤「出入国港へ出入りする船舶及び貨物の監督管理・強化に関する公告」、⑥「価格協議手続に関する公告」、⑦「外商投資企業・外国人出資者の中国駐在員の出入国時本人用物品審査承認業務の規範化に関する公告」、⑧「フォーミュラ方式で価格決定された輸入貨物問題に関する公告」、⑨「加工貿易企業の輸入消耗品の管理事項に関する公告」、⑩「AA類輸出入貨物の荷送人・荷受人の税関信用保証金に基づく貨物審査引取に関する政策適用に関する公告」である。上記の公告は本公告の公布日(2017年8月15日)と同時に廃止する。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

青島税関がシングルウインドウ(標準版)ユーザーマニュアル(企業資格)を公布

青島税関が8月31日付けで輸出手続サービスの「シングルウインドウ(標準版)ユーザーマニュアル(企業資格)に関する通達」を公布了。企業は「シングルウインドウ標準版ユーザーマニュアル(企業資格)及び「シングルウインドウ(標準版)企業資格届出申請システム研修資料」を中国(山東)国際貿易シングルウインドウウェブサイト(<http://www.singlewindow.sd.cn>)に登録したのち関連手続きを行なうことができる。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

天津税関が輸入自動車の「集中検査評価処理試行に関する通知」を公布

天津税関が全国通関一体化改革を推進するため、管轄区域内の輸入自動車の通関時の車検手続きを早めるため、8月10日からHS コード「8703と8704」の自動車の集中検査を行なった。天津税関管轄区域で輸入申告手続を行い、税関総署税収管理センター(上海)が「事中検査評価」対象に指定された通関申告書は、天津税関通関書類審査部門で集中的に処理される。なお、8月10日までに天津税関の各検査評価係に送付された輸入自動車通関申告書は現地税関により処理される。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

天津税関が「加工貿易消込手続簡素化に関する公告(2017年第3号)」を公布

天津税関は「中華人民共和国税関加工貿易貨物監督管理弁法」に従い、加工貿易消込手続の簡素化に取り組んでいる。2017年9月11日より天津税関管轄の加工貿易保税業務エリア(税関特殊監督管理エリアを含む)で加工貿易手帳(帳簿)の消込を行う場合、紙面通関書類の提出が不要となり、通關申告書電子データ上で消込ができる。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

寧波税関が「全国税関通関一体化を促す集中検査評価モデル実施に関する公告」を公布

寧波税関は全国通関一体化改革を一層促進させるため、2017年8月21日より集中検査評価作業モデルを実施した。検査処理場は寧波国際航運サービスセンターである。なお、8月21日以前に検査場に通関申告書が提出された原申告地で引き続き検査評価が行なうことができる。

詳細は[こちら](#)のリンクをご参照ください。

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山（関税ナショナルリーダー）

Partner パートナー

Email: ec.zhou@kpmg.com

Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔（日本語可）

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚（日本語可）

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)